

条例制定

●放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例

例

これまで規則で運用してきた放課後児童クラブの運営について、岡田校区の専用施設が完成したことを受けて、公の施設としての設置及び管理について条例を制定しました。条例では、施設の設置、児童クラブの名称と位置、指導員の配置、利用対象児童、利用者の決定及び休会日等について規定し、開設時間、入退会の手続及び利用料金等については規則で定めるものとなっています。

問 クラブ開設日数の増や夏休み等の長期休暇中の開設時間延長の要望があるが町の考えは。

答 開設時間の延長については、今後予定している放課後子どもプランの中で検討していきます。

ます。開設日数の増は、現在の指導員数では限度があります。長期休暇中の時間延長については、大学生等のボランティアで運営可能かどうか今後検討していきたいと考えます。

条例の一部改正

●課設置条例の一部を改正する条例

行政組織のスリム化を図るため、次の通り課を統合しました。

産業課・国土調査課
↓産業課

下水道課・水道課
↓下水道課

社会教育課・文化センター

↓社会教育課

問 国土調査課を産業課に統合するが、今後の事業推進に問題はないか。

答 これまでに町内のほぼ半分程度終えており、市街化区域においては県がすでに基準点

を設置していること

と、今までのノウハウを活かした調査によりスムーズに出来ると考えています。

●職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

これまで認められていた15分間の休息时间（有給）を廃止し、休憩時間に一本化して45分から1時間に改めました。

問 業務の終業時間は何時になるのか。

答 17時15分が、17時30分になります。

議員提出議案

●町長の専決処分事項の指定について

町長において専決処分できる事項について、一、議会の議決に付すべき契約について、当該契約金額の5%以内に相当する金額（ただし、相当する金額が500万円を超えるときは500万円）の契約の変更

二、100万円以下の損害賠償
の、2件を指定しました。

●議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

行政改革の趣旨を踏まえ、議長、副議長及び議員の報酬月額額の5%減額を17・18年度に引き続き、更に1年延長することを決定しました。

●議会委員会条例の一部を改正する条例

課設置条例の改正に伴い、常任委員会の所管に係る所要の委員会条例の一部を改正しました。

請願

●労働法制の拡充の意見書採択を求める請願

●公共サービスの安易な民間解放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確保を求める請願
の2件は、いずれも反対多数で不採択となりました。

自治功労者表彰

15年以上在職者



2月23日開催された愛媛県町村議会議長会において、自治功労者として植田喜晴議員が全国町村議会議長会会長表彰を受賞されました。

35年以上在職者



地方自治の発展に顕著な功労があった加納太郎次議員が総務大臣表彰を受賞されました。